

特記仕様書

第1章 総則

第1条 この特記仕様書は下記業務委託に適用する。

委託名：社会道維委託第4号 島津橋橋梁詳細設計業務委託

委託場所名：いちき串木野市 薩摩山 地内

第2条 本特記仕様書において、甲とは委託者をいい、乙とは受託者をいう。

第3条 受託者の義務

1. 設計業務の意図及び目的を十分に理解したうえ、基準に適合し、所定の強度、耐久性、経済性、施工性、美観、環境衛生、維持管理性、走行性、安全性などの諸要素を満足するよう最高の技術を発揮しなければならない。
2. 本設計に関して知り得た知識は、監督員の承認なくして第三者に漏らしてはならない。
また、製作者、施工業者等に下請けさせてはならない。
3. 成果品はすべて甲の所有とし、甲の許可を受けないで、他に公表、貸与または使用してはならない。
4. 委託時に提示された設計資料は、業務終了後提出書類とともに、これを返還すること。

第2章 設計基準

第4条 本業務は、現地調査の結果をもとに設計業務等共通仕様書第6803条に

準じて設計するとともに、架橋位置を含んだ前後の道路取付計画を検討するものとする。

第5条 設計にあたっては、最新の次の令、指針及び基準によるものとする。

- (1) 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- (2) 土木工事設計要領 第I編～第III編（九州地方整備局）
- (3) 道路橋示方書 I～V編（日本道路協会）
- (4) 鹿児島県道路事業の手引き（鹿児島県）
- (5) コンクリート道路橋設計便覧（日本道路協会）
- (6) コンクリート道路橋施工便覧（日本道路協会）
- (7) 河川管理施設等構造令（国土交通省）
- (8) 道路橋塩害対策指針（案）
- (9) 道路土工指針（日本道路協会）
- (10) 鹿児島県道路事業設計基準（鹿児島県）
- (11) 土木構造物設計マニュアル（案）土工構造物・橋梁編（国土交通省）

- (12) 土木構造物設計マニュアル（案）にかかる設計・施工の手引き（国土交通省）
 - (13) S I 単位系移行に関する参考資料（日本道路協会）
 - (14) 公共コスト縮減対策に関する行動指針
 - (15) 設計に関する諸条件等について必要がある場合は河川管理者及び県道管理者と協議すること。
 - (16) その他の指針、便覧及び要綱
- なお、上記により難しい場合または記載なき場合は、国土交通省及び日本道路公団などの設計要領に準拠することができる。

第6条 設計資料

- (1) 島津線道路詳細設計成果報告書
- (2) 島津橋地質調査報告書

第7条 設計条件

- (1) 道路区分：道路詳細設計に準ずる
- (2) 設計速度：道路詳細設計に準ずる
- (3) 橋長：道路詳細設計に準ずる
- (4) 幅員：道路詳細設計に準ずる
- (5) コスト縮減については、項目及び内容を詳細に整理すること。

第3章 業務内容

第8条 次の工種について、詳細設計及び資料作成を行うものとする。

- (1) 上部工 (2) 下部工 (3) 基礎工
- (4) 数量計算 (5) 工事費 (6) 仮設工 (7) 架設工 (8) 施工計画
- (9) 河川協議書、施行承認申請書 (10) 交差点協議書（県道、警察、公安委員会）、施行承認申請書 (11) 特記仕様書、(12) その他関係機関協議書、監督員より求められた資料

第9条 橋梁詳細設計

本作業は、橋梁の上部工、下部工については詳細設計のうえ協議書作成し県との協議前に提出予定協議書を作成のうえ監督員と打ち合わせを行った後、提出すること。

第10条 成果品として、下記書類を提出するものとする。

- | | | |
|----|--------------------------------------|----|
| 1) | 数量計算書（成果品の印刷物の他にエクセル等データ CD 等にて納品する） | 1部 |
| 2) | コスト縮減（コスト比較表） | 1部 |
| 3) | 設計概要書 | 1部 |
| 4) | 詳細設計計算書（上部工、下部工、基礎工） | 1部 |
| 5) | 工事費 PDF・紙ベース | 1部 |

6)	施工計画書	1部
7)	特記仕様書	1部
8)	河川協議書，施行承諾申請書	1部
9)	交差点協議書（県道、警察、公安委員会），施行承諾申請書	1部
10)	打合せ協議簿	
11)	図面（図面データを sfc ファイルで CD 等にて納品する）	1部
12)	その他 監督員より指示のあったもの	1部

第 11 条 成果品のサイズは、下記のとおりとすること。

検討書・計算書等

A 4 版

第 4 章 その他

第 12 条 打合せ

1. 本委託の実施にあたって、適正な設計を円滑に施工するため、技術者と監督職員に常に綿密な連絡をとり、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認するものとする。
2. 着手時と納品時に、管理技術者が立ち会わなければならないものとする。

第 13 条 業務遂行において疑義が生じた場合

閲覧図書並びに本特記仕様書に明記されていない事項や本業務に関して疑義を生じた場合には、監督職員と協議の上、その指示にしたがうものとする。

第 14 条 業務実績データ作成・登録

委託金額 100 万円以上の業務については、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき業務実績情報として「業務実績データ」を作成し、監督職員の確認を受けた後速やかに登録するものとする。

登録機関から「登録完了のお知らせ」として、「登録内容確認書」が発行された後、乙はその写しを監督職員に速やかに提出しなければならない。

また、登録の期限は次のとおりとする。

時期	登録期限	
受注時	契約締結後	10日以内
変更時	変更のあった日から	10日以内
	※ただし、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は変更の提出を省略できる。	
完了時	業務完了後	10日以内

業 務 委 託 打 合 簿

発 議 者	○ 発注者 ● 請負者	発 議 年 月 日	令 和 年 月 日
発 議 事 項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
業務委託名 (委託番号含む)	○○第○号 ○○業務委託	請 負 者 名	
(内 容)			
添付図 葉, その他添付図書 受領書1式			
処 理 ・ 回 答	発 注 者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> 変更契約の対象となるので、別途変更指示書にて通知します。 <input type="checkbox"/> 緊急を要するものであるため、業務委託打合簿により指示します。 併せて、変更契約の対象となるので、別途変更指示書にて通知します。 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	請 負 者	上記について <input type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 します。 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
		監督職員 黒木 隆之 令和 年 月 日	管理技術者 ○○ ○○ 令和 年 月 日

課 長	技術補佐	総 括 監 督 員	監 督 員
印又は サイン	印又は サイン	印又は サイン	印又は サイン

照 査 技 術 者	管 理 者 技 術 者	担 当 技 術 者	当 者
印又は サイン	印又は サイン	印又は サイン	印又は サイン